

山梨県公報

第千八百九十八号

平成二十年

十月三十日

木曜日

目次

告示

- 自衛官の平成二十年度募集……………六〇三
 - 鳥獣保護区の存続期間の更新……………六〇三
 - 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護地区の指定……………六〇九
 - 休猟区の指定……………六〇〇
 - 特定猟具使用禁止区域の指定……………六一三
 - 建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部を改正する告示……………六一六
 - 道路の区域変更……………六一六
 - 道路の供用開始……………六一六
 - 収入証紙売りさばき人からの変更の願い出……………六一六
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六一七
 - 富士川上流域森林計画の変更案の縦覧……………六一七
 - 富士川中流域森林計画の変更案の縦覧……………六一七
 - 山梨東部地域森林計画の案の縦覧……………六一七
 - 争議行為予告通知の受理……………六一七

告示

山梨県告示第四百六十一号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の平成二十年度の募集期間及び採用試験の試験期日等を次のとおり告示する。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横内 正 明

一 採用予定数

山梨県公報 第千八百九十八号 平成二十年十月三十日

平成二十一年三・四月採用(男性)陸・海・空自衛官 約四十名

二 受付期間

- 1 平成二十年十一月実施採用試験分
平成二十年九月二十九日(月)から同年十一月十七日(月)まで
- 2 平成二十年十二月実施採用試験分
平成二十年十一月十九日(水)から同年十二月十五日(月)まで

三 受付場所

名称	所在地及び連絡先
自衛隊山梨地方協力本部	甲府市北新一丁目七番九号 電話〇五五 二五三 一五九一
自衛隊山梨地方協力本部甲府募集案内所	甲府市寿町五番三号 飯島ビル 電話〇五五 二二八 六四二七
自衛隊山梨地方協力本部大月地域事務所	大月市御太刀二丁目八番十号 電話〇五五四 二二二 二二九八
自衛隊山梨地方協力本部南アルプス募集センター	南アルプス市桃園六百十一番地二 電話〇五五 二八三 五一五〇

四 応募資格

日本国籍を有し、かつ、採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の男性であること。

五 試験期日

- 1 平成二十年十一月十八日(火)午前八時三十分から午後五時まで
- 2 平成二十年十二月十六日(火)午前八時三十分から午後五時まで

六 試験実施場所

自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地 電話〇五五五 八四三 一三五

山梨県告示第四百六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 鳥獣保護区の名称
八ヶ岳鳥獣保護区
- 二 鳥獣保護区の区域

北杜市小淵沢町地内の山梨県・長野県境界線と棒道との交点を起点とし、同所から同境界線を北東に進み赤岳三角点（標高二千八百九十九メートル）に至り、同所から同境界線を南東に進みJR小海線との交点に至り、同所からJR小海線を南西に進み北杜市大泉町・北杜市長坂町境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み標高千四百四十メートル等高線を経て県道六百九号（小荒間長坂停車場線）に至る小道との交点に至り、同所から同小道を南進し県道六百九号（小荒間長坂停車場線）との接点に至り、同所から同県道を北西に進み古川川に至る小道との接点に至り、同所から同小道を北西に進み古川川に至り、同所から同川を北進し防火帯との接点に至り、同所から防火帯を北西に進み大深沢川に至り、同所から同川を南進し女取川との接点に至り、同所から同川を南西に進み棒道との交点に至り、同所から同道を北西に進み起点に至る一団地

- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで
- 4 鳥獣保護区の面積
六千九百九十九・一ヘクタール
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的
八ヶ岳鳥獣保護区は、八ヶ岳南麓に広がる地区であり、大部分が八ヶ岳中信高原国定公園と重なっている。

当該地区の植生は、低標高の地域ではカラマツが主体であり標高が高くなるに従いコナラ、ミズナラ林になり、シラビソ林へと移っていく。

生息している獣類は、大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではタヌキ、キツネ、テン、ムササビ等、小型哺乳類ではニホンリス、天然記念物であるヤマメなどが確認されている。また鳥類ではオオタカをはじめオオルリ、ウグイス、メジロ、カケス等多种が確認されている。

このように当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 八ヶ岳南麓周辺の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

- 二一 鳥獣保護区の名称
御岳鳥獣保護区
- 二 鳥獣保護区の区域

甲府市平瀬町地内の県道七号（甲府昇仙峡線）と県営林道塔岩線との接点を起点とし、同所から県道七号（甲府昇仙峡線）を北西に進み甲斐市獅子平地内に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北西及び北東に進みふるさと自然観察路との接点に至り、同所から同観察路を北東に進み甲府市御岳町地内に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北進し県道二十七号（葎崎昇仙峡線）との接点に至り、同所から同県道を北西に進み甲府市営林道草鹿沢線との接点に至り、同所から同林道を北進し猫坂に至る山道との接点に至り、同所から同山道を南東に進み猫坂に至り、同所から猫坂を北東に進み甲府市営林道御岳線との接点に至り、同所から同林道を北東、南及び北西に進み能泉湖方面に流れる沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み県道百十二号（川窪猪狩線）との交点に至り、同所から同県道を東進し荒川ダム天端北詰に至り、同所から同天端を南進し荒川大橋に至る同ダム南側の道路との接点に至り、同所から同道路を南東に進み甲府市高成町地内に至る山道との接点に至り、同所から同山道を南東に進み甲府市営林道高成線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み東京電力株式会社御岳送電線との交点に至り、同所から同送電線を南進し県営林道塔岩線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み起点に至る一団地

- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで
- 4 鳥獣保護区の面積
千二百五十一・八ヘクタール
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

御岳鳥獣保護区は、甲府市中西部および甲斐市北東部に位置する御岳昇仙峡を中心とした標高五百メートルから千二百メートルまでの地区である。

当該地区の植生は主にヤマツツジやアカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ、クヌギ等が分布し、部分的にスギ・ヒノキの植林が見られる。また鳥類は、ヒヨドリ、ツグミ、ホオジロ、ルリビタキ、シジュウカラ等を含め多種が確認されており、獣類はニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマといった大型哺乳類をはじめ、ニホンザル、テン、ムササビ、ニホンリス、アズマモグラ、ヤマネ等の中・小型哺乳類が確認されている。

このように当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとつて重要な地区となつているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(2) 御岳一帯の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

三 鳥獣保護区

富士山北鳥獣保護区

2 鳥獣保護区

南都留郡富士河口湖町船津地内の国道百三十七号と県道七百十四号（鳴沢富士河口湖線）との接点を起点とし、同所から同県道を北西及び南西に進み国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を西進し鳴沢村道七百三十三号線との接点に至り、同所から同村道を進み鳴沢村道七百二十二号線との接点に至り、同所から同村道を進み富士河口湖ゴルフ倶楽部十六番ホールグリーン西側において同村道の終点に至り、同所から三メートル西進し県有林境界標柱四百二十一号に至り、同所から県有地と富士河口湖ゴルフ倶楽部敷地との境界線を南西、南東及び北東に進み同ゴルフ場十三番ホール西側、十四番ホール北側を経て十一番ホールグリーン東側において鳴沢村道七百三十三号線との接点に至り、同所から同村道を北東に進み同鳴沢村道六百九十号線との接点に至り、同所から同村道を東進し鳴沢村道六百八十九号線との接点に至り、同所から同村道を進み鳴沢村道六百八十八号線との接点に至り、同所から同村道を進み県道七百一十一号（富士精進線）（通称「精進口登山道」）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み富士山二合目に位置

する造林小屋南側において搬出路との接点に至り、同所から同搬出路を東進し県営東軒林道との接点に至り、同所から同林道を東進し富士河口湖町道百一十号線（富士登山道線）（通称「船津口登山道」）との接点に至り、同所から同町道を北東に進み県営富士林道との接点に至り、同所から同林道を南東及び北東に進み県道七百一十一号（富士上吉田線）（通称「吉田口登山道」）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み「中の茶屋」を経て北富士演習場地内の通称「西連絡路」との接点に至り、同所から同道を南東に進み通称「西防火帯道」との接点に至り、同所から同道を南西に進み通称「南防火帯道」との接点に至り、同所から同道を南西に進み山梨県・静岡県境界線との接点に至り、同所から同境界線を西進し標高千八百メートル地点に至り、同所から剣ヶ峰（標高三千七百七十五・六メートル）より三百七十七メートル北進した地点に至り、同所から約五十五メートル西進し山梨県・静岡県境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西、西及び北西に進み南都留郡富士河口湖町・南都留郡鳴沢村境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東及び北に進み富士河口湖町富士ヶ嶺地内県有地境界線五百十三号を経て県有地と民有地（ガリバー王国跡地）の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み県道七十一号（富士宮鳴沢線）との接点に至り、同所から同県道を北東、北西及び北東に進み大室山（標高千四百六十八メートル）山麓へ至る登山道との接点に至り、同所から同山道を北西に進み国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を北進し県道七百六十六号（精進湖畔線）との接点に至り、同所から同県道を北西、北東及び南東に進み国道三百五十八号との接点に至り、同所から同国道を南及び東に進み国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を北東及び南東に進み県道二十一号（河口湖精進線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み富士河口湖町河口字広瀬地内において梨川との接点に至り、同所から同川右岸を南進し川口干拓堤防との接点に至り、同所から同堤防を南東に進み同町河口地内通称「転石」において国道百三十七号との接点に至り、同所から同国道を南西、東及び南に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

一万五千四百一ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

富士山北鳥獣保護区は、富士北麓を中心とした地区であり、その大部分が富士箱根伊豆国立公園と重なっている。

植生は、河口湖、西湖周辺はミスナラ、コナラ林やアカマツの植林が主であり、標高が高くなるに従いカラマツ・ヒノキ植林からシラビソ林へと変わっていく。

獣類は、大型哺乳類としてニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類としてタヌキ、キツネ、テン、オコジョ、小型哺乳類ではニホンリス、モモンガをはじめヤマネ、キクガシラコウモリなど希少な種が生息している。

また、鳥類では河口湖、西湖にマガモ、ヒドリガモ、キンクロハジロといった水鳥をはじめ、ウグイス、ルリビタキ、チョウゲンボウ、カケス等多種の鳥類が確認されている。

このように当該地区は、生息する多種の鳥獣に対し生物多様性を確保する必要があるため大規模生息地の保護区として指定し保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 富士山北麓の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

四 1 鳥獣保護区の名称

身延山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

南巨摩郡身延町小田船原地内の県道八百四号（身延線）と身延町道小田船原総門線との接点（久遠寺入口）を起点とし、同所から鷹取山（標高千三十六メートル）から延びる尾根を西進し山神堂に至り、同所から南巨摩郡身延町身延・南巨摩郡身延町小田船原境界線（通称「鷹取山の尾根」）を北西及び南西に進み鷹取山を経て南巨摩郡身延町・南巨摩郡早川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北及び北東に進み奥之院本堂（思親閣）北五十メートルの地点に至り、同所から北東に直進し水屋に至り、同所から奥之院参道を南東に進み常唱堂跡に至り、同所から尾根を南東に進み通称「近藤山」（標高七百五十五メートル）を経て延寿坊北約二百七十メートルの県道八百五号（身延本柄線）との接点に至り、同所から同県道を南進し延寿坊に至り、同所から南巨摩郡身延町身延字御塔林及び同舟久保地内の小道及び尾根を南及び南西に進み身延山久遠寺総門に至り、同所から県道八百四号（身延線）を南進して起点に至る一団地及び身延町飛地

3 鳥獣保護区の存続期間
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積
八百八十六・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的
身延山鳥獣保護区は、身延山を中心とした地区及び身延町飛地からなり、身延町飛地は七面山自然保全地区としても指定されている。

植生は、身延山周辺はスギ、ヒノキ植林が主となっており、西側にコナラ、ミスナラ林が主となっている。また、身延町飛地にはブナ、ヤマボウシ、ウラジロモミ等が主となっている。

獣類は、ニホンジカ、イノシシといった大型哺乳類の他、ニホンザル、キツネ、タヌキ、ムササビ、モモンガ、コウモリ類が確認されている。

鳥類は、ウグイス、オオルリ、ホオジロ、ブッポウソウ、カケス等多種が確認されており、その中でもブッポウソウはその繁殖地として天然記念物に指定されている。

このように当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 身延山周辺の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

五 1 鳥獣保護区の名称

県民の森鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

南アルプス市上市之瀬地内の県道百八号（県民の森公園線）と坪川との交点を起点とし、同所から同県道を東及び南西に進み県営林道伊奈ヶ湖大久保平線との接点に至り、同所から同林道を南西及び南東に進み南アルプス市・南巨摩郡増穂町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西、西及び北西に進み丸山（標高千六百

二十五メートル）に至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を北西及び北東に進み県有林中北事業区第四十三林班・第四十四林班境界線との分岐点に至り、同所から同境界線を東及び北東に進み県営林道櫛形山線との接点に至り、同所から穂見神社に至る山道を南東に進み県営林道高尾山線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み県営林道南高尾山線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み県営林道高尾伊奈ヶ湖線との接点に至り、同所から同林道を南西、東、南及び南西に進み坪川との交点に至り、同所から同川を東及び南東に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積
九百九十五・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
県民の森鳥獣保護区は、櫛形山の北東に位置し、山梨県の森林公園の一つである県民の森を中心とした保護区である。

植生は、コナラ、ミズナラ林を主としカラマツ林が点在している。

獣類は、大型哺乳類としてニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ等が確認されており、その他の哺乳類としてテン、イタチ、モモンガ、ニホンリス等が確認されている。

鳥類は、カケス、キビタキ、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、ウグイス等が確認されており、伊奈ヶ湖ではマガモ、コガモが確認されている。

このように当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(2) 県民の森周辺の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

六
1 鳥獣保護区の名称
大和鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

甲州市大和町大字日影字笹子山地内甲州市立大和中学校学校林

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

一・八一ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
大和鳥獣保護区は、甲州市笹子山地内に位置している。この地区は甲州市立大和中学校の学校林として、野外における生徒の野生鳥獣に対する教育活動の場に活用されている。

このように身近に野生鳥獣の観察ができる環境を鳥獣保護区として引き続き指定することにより保護を図ることとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(2) 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

七
1 鳥獣保護区の名称

唐沢山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域
笛吹市御坂町大字上黒駒字唐沢山地内笛吹市学校林

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

三・七九ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
鳥獣保護区

唐沢山鳥獣保護区は、笛吹市御坂町唐沢山内に位置している。この地区は笛吹市立の小中学校学校林として、野外における生徒の野生鳥獣に対する教育活動の場に活用されている。

このように身近に野生鳥獣の観察ができる環境を鳥獣保護区として引き続き指定することにより保護を図ることとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 唐沢山周辺の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

八 1 鳥獣保護区の名称

片山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

甲府市平瀬町地内の県道七号（甲府昇仙峡線）と帯那川との交点を起点とし、同所から同川を東進し千代田湖本堤に至り、同所から千代田湖沿いの小道を北東に進み県道百四号（天神平甲府線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み和田峠を経て西沢川との交点に至り、同所から同川を南東に進み甲府市道向田塚田線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み甲府市道北新和田線との接点に至り、同所から同市道を東及び南に進み県道百十一号（緑ヶ丘運動公園線）との接点に至り、同所から同県道を西及び南に進み甲府市道緑ヶ丘五号線との交点に至り、同所から同市道を西進し甲府市道塩部堰線との接点に至り、同所から同市道を西進し甲府市道南平線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲府市道湯村本通り線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲府市道塩部堰（二）線との接点に至り、同所から同市道を北及び西に進み県道七号（甲府昇仙峡線）との接点に至り、同所から同県道を北西、北及び北東に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

六百六十五・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

片山鳥獣保護区は、甲府市の片山、千代田湖の周囲を区域としており、山梨県の森林公園である武田の杜が設置されている。

植生は、クヌギ、コナラ、アカマツの林が主となっている。

鳥類は、オオタカをはじめルリビタキ、ジョウビタキ、トラツグミなど多種が確認されており、また千代田湖にはマガモ、カルガモといったカモ類が多数飛来する。

このように当該地区は、良好な自然環境が保たれており当該地区に生息する多種の鳥獣にとつて重要な地区となっているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 片山周辺の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

九 1 鳥獣保護区の名称

三郡橋鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西八代郡市川三郷町高田地内の笛吹川左岸の堤防と国道百四十号との交点（三郡東橋東詰）を起点とし、同所から同堤防を南西に進み県道四号（市川三郷鯉沢線）との交点（新川橋東詰）に至り、同所から同県道を西及び北西に進み南巨摩郡鯉沢町地内の富士川右岸の堤防との交点（富士橋西詰）に至り、同所から同堤防を北東に進み国道百四十号との交点（三郡西橋西詰）に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

二百三十七・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

三郡橋鳥獣保護区は、釜無川と笛吹川が合流する流域を範囲としている。この地区は渡り鳥の集団渡来地として、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ等多种の渡り鳥が確認されている。

このように当該地区は、渡り鳥の採餌場、中継地として重要であることから、継続して指定し保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(2) 三郡橋周辺の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

十一 鳥獣保護区の名称

本栖鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

南都留郡富士河口湖町本栖地内の国道三百号と県道七百九号（本栖湖畔線）との接点を起点とし、同所から同県道を南東及び南西に進み南巨摩郡身延町中之倉地内で国道三百号との接点に至り、同所から同国道を東及び南東に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

五百六十・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

鳥獣保護区の指定目的
本栖鳥獣保護区は、本栖湖を中心とした区域であり、富士箱根伊豆国立公園第一種特別地域にも指定されている。

植生はヤマツツジやアカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。当該地区は、河口湖、西湖、精進湖、山中湖と同様に、多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な地区となっている。

本栖湖の区域は、マガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、カワアイサ等の渡り鳥が多数確認されている。

このように当該地区は、渡り鳥の採餌場、中継地として重要であることから、継続して指定し保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(2) 本栖湖周辺の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

山梨県告示第四百六十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 特別保護地区の名称

御岳特別保護地区

2 特別保護地区の区域

甲府市所在中北県有林事業区第九十六林班い・い₁・い₂・い₃・い₄・い₅・ろ₁・ろ₂・ろ₃・ろ₄・ろ₅・は₁・は₂・は₃・は₄・は₅・ろ₁・ろ₂・ろ₃・ろ₄・ろ₅・ろ₆・ろ₇・ろ₈・ろ₉・ろ₁₀・ろ₁₁・ろ₁₂・ろ₁₃・ろ₁₄・ろ₁₅・ろ₁₆・ろ₁₇・ろ₁₈・ろ₁₉・ろ₂₀・ろ₂₁・ろ₂₂・ろ₂₃・ろ₂₄・ろ₂₅・ろ₂₆・ろ₂₇・ろ₂₈・ろ₂₉・ろ₃₀・ろ₃₁・ろ₃₂・ろ₃₃・ろ₃₄・ろ₃₅・ろ₃₆・ろ₃₇・ろ₃₈・ろ₃₉・ろ₄₀・ろ₄₁・ろ₄₂・ろ₄₃・ろ₄₄・ろ₄₅・ろ₄₆・ろ₄₇・ろ₄₈・ろ₄₉・ろ₅₀・ろ₅₁・ろ₅₂・ろ₅₃・ろ₅₄・ろ₅₅・ろ₅₆・ろ₅₇・ろ₅₈・ろ₅₉・ろ₆₀・ろ₆₁・ろ₆₂・ろ₆₃・ろ₆₄・ろ₆₅・ろ₆₆・ろ₆₇・ろ₆₈・ろ₆₉・ろ₇₀・ろ₇₁・ろ₇₂・ろ₇₃・ろ₇₄・ろ₇₅・ろ₇₆・ろ₇₇・ろ₇₈・ろ₇₉・ろ₈₀・ろ₈₁・ろ₈₂・ろ₈₃・ろ₈₄・ろ₈₅・ろ₈₆・ろ₈₇・ろ₈₈・ろ₈₉・ろ₉₀・ろ₉₁・ろ₉₂・ろ₉₃・ろ₉₄・ろ₉₅・ろ₉₆・ろ₉₇・ろ₉₈・ろ₉₉・ろ₁₀₀・ろ₁₀₁・ろ₁₀₂・ろ₁₀₃・ろ₁₀₄・ろ₁₀₅・ろ₁₀₆・ろ₁₀₇・ろ₁₀₈・ろ₁₀₉・ろ₁₁₀・ろ₁₁₁・ろ₁₁₂・ろ₁₁₃・ろ₁₁₄・ろ₁₁₅・ろ₁₁₆・ろ₁₁₇・ろ₁₁₈・ろ₁₁₉・ろ₁₂₀・ろ₁₂₁・ろ₁₂₂・ろ₁₂₃・ろ₁₂₄・ろ₁₂₅・ろ₁₂₆・ろ₁₂₇・ろ₁₂₈・ろ₁₂₉・ろ₁₃₀・ろ₁₃₁・ろ₁₃₂・ろ₁₃₃・ろ₁₃₄・ろ₁₃₅・ろ₁₃₆・ろ₁₃₇・ろ₁₃₈・ろ₁₃₉・ろ₁₄₀・ろ₁₄₁・ろ₁₄₂・ろ₁₄₃・ろ₁₄₄・ろ₁₄₅・ろ₁₄₆・ろ₁₄₇・ろ₁₄₈・ろ₁₄₉・ろ₁₅₀・ろ₁₅₁・ろ₁₅₂・ろ₁₅₃・ろ₁₅₄・ろ₁₅₅・ろ₁₅₆・ろ₁₅₇・ろ₁₅₈・ろ₁₅₉・ろ₁₆₀・ろ₁₆₁・ろ₁₆₂・ろ₁₆₃・ろ₁₆₄・ろ₁₆₅・ろ₁₆₆・ろ₁₆₇・ろ₁₆₈・ろ₁₆₉・ろ₁₇₀・ろ₁₇₁・ろ₁₇₂・ろ₁₇₃・ろ₁₇₄・ろ₁₇₅・ろ₁₇₆・ろ₁₇₇・ろ₁₇₈・ろ₁₇₉・ろ₁₈₀・ろ₁₈₁・ろ₁₈₂・ろ₁₈₃・ろ₁₈₄・ろ₁₈₅・ろ₁₈₆・ろ₁₈₇・ろ₁₈₈・ろ₁₈₉・ろ₁₉₀・ろ₁₉₁・ろ₁₉₂・ろ₁₉₃・ろ₁₉₄・ろ₁₉₅・ろ₁₉₆・ろ₁₉₇・ろ₁₉₈・ろ₁₉₉・ろ₂₀₀・ろ₂₀₁・ろ₂₀₂・ろ₂₀₃・ろ₂₀₄・ろ₂₀₅・ろ₂₀₆・ろ₂₀₇・ろ₂₀₈・ろ₂₀₉・ろ₂₁₀・ろ₂₁₁・ろ₂₁₂・ろ₂₁₃・ろ₂₁₄・ろ₂₁₅・ろ₂₁₆・ろ₂₁₇・ろ₂₁₈・ろ₂₁₉・ろ₂₂₀・ろ₂₂₁・ろ₂₂₂・ろ₂₂₃・ろ₂₂₄・ろ₂₂₅・ろ₂₂₆・ろ₂₂₇・ろ₂₂₈・ろ₂₂₉・ろ₂₃₀・ろ₂₃₁・ろ₂₃₂・ろ₂₃₃・ろ₂₃₄・ろ₂₃₅・ろ₂₃₆・ろ₂₃₇・ろ₂₃₈・ろ₂₃₉・ろ₂₄₀・ろ₂₄₁・ろ₂₄₂・ろ₂₄₃・ろ₂₄₄・ろ₂₄₅・ろ₂₄₆・ろ₂₄₇・ろ₂₄₈・ろ₂₄₉・ろ₂₅₀・ろ₂₅₁・ろ₂₅₂・ろ₂₅₃・ろ₂₅₄・ろ₂₅₅・ろ₂₅₆・ろ₂₅₇・ろ₂₅₈・ろ₂₅₉・ろ₂₆₀・ろ₂₆₁・ろ₂₆₂・ろ₂₆₃・ろ₂₆₄・ろ₂₆₅・ろ₂₆₆・ろ₂₆₇・ろ₂₆₈・ろ₂₆₉・ろ₂₇₀・ろ₂₇₁・ろ₂₇₂・ろ₂₇₃・ろ₂₇₄・ろ₂₇₅・ろ₂₇₆・ろ₂₇₇・ろ₂₇₈・ろ₂₇₉・ろ₂₈₀・ろ₂₈₁・ろ₂₈₂・ろ₂₈₃・ろ₂₈₄・ろ₂₈₅・ろ₂₈₆・ろ₂₈₇・ろ₂₈₈・ろ₂₈₉・ろ₂₉₀・ろ₂₉₁・ろ₂₉₂・ろ₂₉₃・ろ₂₉₄・ろ₂₉₅・ろ₂₉₆・ろ₂₉₇・ろ₂₉₈・ろ₂₉₉・ろ₃₀₀・ろ₃₀₁・ろ₃₀₂・ろ₃₀₃・ろ₃₀₄・ろ₃₀₅・ろ₃₀₆・ろ₃₀₇・ろ₃₀₈・ろ₃₀₉・ろ₃₁₀・ろ₃₁₁・ろ₃₁₂・ろ₃₁₃・ろ₃₁₄・ろ₃₁₅・ろ₃₁₆・ろ₃₁₇・ろ₃₁₈・ろ₃₁₉・ろ₃₂₀・ろ₃₂₁・ろ₃₂₂・ろ₃₂₃・ろ₃₂₄・ろ₃₂₅・ろ₃₂₆・ろ₃₂₇・ろ₃₂₈・ろ₃₂₉・ろ₃₃₀・ろ₃₃₁・ろ₃₃₂・ろ₃₃₃・ろ₃₃₄・ろ₃₃₅・ろ₃₃₆・ろ₃₃₇・ろ₃₃₈・ろ₃₃₉・ろ₃₄₀・ろ₃₄₁・ろ₃₄₂・ろ₃₄₃・ろ₃₄₄・ろ₃₄₅・ろ₃₄₆・ろ₃₄₇・ろ₃₄₈・ろ₃₄₉・ろ₃₅₀・ろ₃₅₁・ろ₃₅₂・ろ₃₅₃・ろ₃₅₄・ろ₃₅₅・ろ₃₅₆・ろ₃₅₇・ろ₃₅₈・ろ₃₅₉・ろ₃₆₀・ろ₃₆₁・ろ₃₆₂・ろ₃₆₃・ろ₃₆₄・ろ₃₆₅・ろ₃₆₆・ろ₃₆₇・ろ₃₆₈・ろ₃₆₉・ろ₃₇₀・ろ₃₇₁・ろ₃₇₂・ろ₃₇₃・ろ₃₇₄・ろ₃₇₅・ろ₃₇₆・ろ₃₇₇・ろ₃₇₈・ろ₃₇₉・ろ₃₈₀・ろ₃₈₁・ろ₃₈₂・ろ₃₈₃・ろ₃₈₄・ろ₃₈₅・ろ₃₈₆・ろ₃₈₇・ろ₃₈₈・ろ₃₈₉・ろ₃₉₀・ろ₃₉₁・ろ₃₉₂・ろ₃₉₃・ろ₃₉₄・ろ₃₉₅・ろ₃₉₆・ろ₃₉₇・ろ₃₉₈・ろ₃₉₉・ろ₄₀₀・ろ₄₀₁・ろ₄₀₂・ろ₄₀₃・ろ₄₀₄・ろ₄₀₅・ろ₄₀₆・ろ₄₀₇・ろ₄₀₈・ろ₄₀₉・ろ₄₁₀・ろ₄₁₁・ろ₄₁₂・ろ₄₁₃・ろ₄₁₄・ろ₄₁₅・ろ₄₁₆・ろ₄₁₇・ろ₄₁₈・ろ₄₁₉・ろ₄₂₀・ろ₄₂₁・ろ₄₂₂・ろ₄₂₃・ろ₄₂₄・ろ₄₂₅・ろ₄₂₆・ろ₄₂₇・ろ₄₂₈・ろ₄₂₉・ろ₄₃₀・ろ₄₃₁・ろ₄₃₂・ろ₄₃₃・ろ₄₃₄・ろ₄₃₅・ろ₄₃₆・ろ₄₃₇・ろ₄₃₈・ろ₄₃₉・ろ₄₄₀・ろ₄₄₁・ろ₄₄₂・ろ₄₄₃・ろ₄₄₄・ろ₄₄₅・ろ₄₄₆・ろ₄₄₇・ろ₄₄₈・ろ₄₄₉・ろ₄₅₀・ろ₄₅₁・ろ₄₅₂・ろ₄₅₃・ろ₄₅₄・ろ₄₅₅・ろ₄₅₆・ろ₄₅₇・ろ₄₅₈・ろ₄₅₉・ろ₄₆₀・ろ₄₆₁・ろ₄₆₂・ろ₄₆₃・ろ₄₆₄・ろ₄₆₅・ろ₄₆₆・ろ₄₆₇・ろ₄₆₈・ろ₄₆₉・ろ₄₇₀・ろ₄₇₁・ろ₄₇₂・ろ₄₇₃・ろ₄₇₄・ろ₄₇₅・ろ₄₇₆・ろ₄₇₇・ろ₄₇₈・ろ₄₇₉・ろ₄₈₀・ろ₄₈₁・ろ₄₈₂・ろ₄₈₃・ろ₄₈₄・ろ₄₈₅・ろ₄₈₆・ろ₄₈₇・ろ₄₈₈・ろ₄₈₉・ろ₄₉₀・ろ₄₉₁・ろ₄₉₂・ろ₄₉₃・ろ₄₉₄・ろ₄₉₅・ろ₄₉₆・ろ₄₉₇・ろ₄₉₈・ろ₄₉₉・ろ₅₀₀・ろ₅₀₁・ろ₅₀₂・ろ₅₀₃・ろ₅₀₄・ろ₅₀₅・ろ₅₀₆・ろ₅₀₇・ろ₅₀₈・ろ₅₀₉・ろ₅₁₀・ろ₅₁₁・ろ₅₁₂・ろ₅₁₃・ろ₅₁₄・ろ₅₁₅・ろ₅₁₆・ろ₅₁₇・ろ₅₁₈・ろ₅₁₉・ろ₅₂₀・ろ₅₂₁・ろ₅₂₂・ろ₅₂₃・ろ₅₂₄・ろ₅₂₅・ろ₅₂₆・ろ₅₂₇・ろ₅₂₈・ろ₅₂₉・ろ₅₃₀・ろ₅₃₁・ろ₅₃₂・ろ₅₃₃・ろ₅₃₄・ろ₅₃₅・ろ₅₃₆・ろ₅₃₇・ろ₅₃₈・ろ₅₃₉・ろ₅₄₀・ろ₅₄₁・ろ₅₄₂・ろ₅₄₃・ろ₅₄₄・ろ₅₄₅・ろ₅₄₆・ろ₅₄₇・ろ₅₄₈・ろ₅₄₉・ろ₅₅₀・ろ₅₅₁・ろ₅₅₂・ろ₅₅₃・ろ₅₅₄・ろ₅₅₅・ろ₅₅₆・ろ₅₅₇・ろ₅₅₈・ろ₅₅₉・ろ₅₆₀・ろ₅₆₁・ろ₅₆₂・ろ₅₆₃・ろ₅₆₄・ろ₅₆₅・ろ₅₆₆・ろ₅₆₇・ろ₅₆₈・ろ₅₆₉・ろ₅₇₀・ろ₅₇₁・ろ₅₇₂・ろ₅₇₃・ろ₅₇₄・ろ₅₇₅・ろ₅₇₆・ろ₅₇₇・ろ₅₇₈・ろ₅₇₉・ろ₅₈₀・ろ₅₈₁・ろ₅₈₂・ろ₅₈₃・ろ₅₈₄・ろ₅₈₅・ろ₅₈₆・ろ₅₈₇・ろ₅₈₈・ろ₅₈₉・ろ₅₉₀・ろ₅₉₁・ろ₅₉₂・ろ₅₉₃・ろ₅₉₄・ろ₅₉₅・ろ₅₉₆・ろ₅₉₇・ろ₅₉₈・ろ₅₉₉・ろ₆₀₀・ろ₆₀₁・ろ₆₀₂・ろ₆₀₃・ろ₆₀₄・ろ₆₀₅・ろ₆₀₆・ろ₆₀₇・ろ₆₀₈・ろ₆₀₉・ろ₆₁₀・ろ₆₁₁・ろ₆₁₂・ろ₆₁₃・ろ₆₁₄・ろ₆₁₅・ろ₆₁₆・ろ₆₁₇・ろ₆₁₈・ろ₆₁₉・ろ₆₂₀・ろ₆₂₁・ろ₆₂₂・ろ₆₂₃・ろ₆₂₄・ろ₆₂₅・ろ₆₂₆・ろ₆₂₇・ろ₆₂₈・ろ₆₂₉・ろ₆₃₀・ろ₆₃₁・ろ₆₃₂・ろ₆₃₃・ろ₆₃₄・ろ₆₃₅・ろ₆₃₆・ろ₆₃₇・ろ₆₃₈・ろ₆₃₉・ろ₆₄₀・ろ₆₄₁・ろ₆₄₂・ろ₆₄₃・ろ₆₄₄・ろ₆₄₅・ろ₆₄₆・ろ₆₄₇・ろ₆₄₈・ろ₆₄₉・ろ₆₅₀・ろ₆₅₁・ろ₆₅₂・ろ₆₅₃・ろ₆₅₄・ろ₆₅₅・ろ₆₅₆・ろ₆₅₇・ろ₆₅₈・ろ₆₅₉・ろ₆₆₀・ろ₆₆₁・ろ₆₆₂・ろ₆₆₃・ろ₆₆₄・ろ₆₆₅・ろ₆₆₆・ろ₆₆₇・ろ₆₆₈・ろ₆₆₉・ろ₆₇₀・ろ₆₇₁・ろ₆₇₂・ろ₆₇₃・ろ₆₇₄・ろ₆₇₅・ろ₆₇₆・ろ₆₇₇・ろ₆₇₈・ろ₆₇₉・ろ₆₈₀・ろ₆₈₁・ろ₆₈₂・ろ₆₈₃・ろ₆₈₄・ろ₆₈₅・ろ₆₈₆・ろ₆₈₇・ろ₆₈₈・ろ₆₈₉・ろ₆₉₀・ろ₆₉₁・ろ₆₉₂・ろ₆₉₃・ろ₆₉₄・ろ₆₉₅・ろ₆₉₆・ろ₆₉₇・ろ₆₉₈・ろ₆₉₉・ろ₇₀₀・ろ₇₀₁・ろ₇₀₂・ろ₇₀₃・ろ₇₀₄・ろ₇₀₅・ろ₇₀₆・ろ₇₀₇・ろ₇₀₈・ろ₇₀₉・ろ₇₁₀・ろ₇₁₁・ろ₇₁₂・ろ₇₁₃・ろ₇₁₄・ろ₇₁₅・ろ₇₁₆・ろ₇₁₇・ろ₇₁₈・ろ₇₁₉・ろ₇₂₀・ろ₇₂₁・ろ₇₂₂・ろ₇₂₃・ろ₇₂₄・ろ₇₂₅・ろ₇₂₆・ろ₇₂₇・ろ₇₂₈・ろ₇₂₉・ろ₇₃₀・ろ₇₃₁・ろ₇₃₂・ろ₇₃₃・ろ₇₃₄・ろ₇₃₅・ろ₇₃₆・ろ₇₃₇・ろ₇₃₈・ろ₇₃₉・ろ₇₄₀・ろ₇₄₁・ろ₇₄₂・ろ₇₄₃・ろ₇₄₄・ろ₇₄₅・ろ₇₄₆・ろ₇₄₇・ろ₇₄₈・ろ₇₄₉・ろ₇₅₀・ろ₇₅₁・ろ₇₅₂・ろ₇₅₃・ろ₇₅₄・ろ₇₅₅・ろ₇₅₆・ろ₇₅₇・ろ₇₅₈・ろ₇₅₉・ろ₇₆₀・ろ₇₆₁・ろ₇₆₂・ろ₇₆₃・ろ₇₆₄・ろ₇₆₅・ろ₇₆₆・ろ₇₆₇・ろ₇₆₈・ろ₇₆₉・ろ₇₇₀・ろ₇₇₁・ろ₇₇₂・ろ₇₇₃・ろ₇₇₄・ろ₇₇₅・ろ₇₇₆・ろ₇₇₇・ろ₇₇₈・ろ₇₇₉・ろ₇₈₀・ろ₇₈₁・ろ₇₈₂・ろ₇₈₃・ろ₇₈₄・ろ₇₈₅・ろ₇₈₆・ろ₇₈₇・ろ₇₈₈・ろ₇₈₉・ろ₇₉₀・ろ₇₉₁・ろ₇₉₂・ろ₇₉₃・ろ₇₉₄・ろ₇₉₅・ろ₇₉₆・ろ₇₉₇・ろ₇₉₈・ろ₇₉₉・ろ₈₀₀・ろ₈₀₁・ろ₈₀₂・ろ₈₀₃・ろ₈₀₄・ろ₈₀₅・ろ₈₀₆・ろ₈₀₇・ろ₈₀₈・ろ₈₀₉・ろ₈₁₀・ろ₈₁₁・ろ₈₁₂・ろ₈₁₃・ろ₈₁₄・ろ₈₁₅・ろ₈₁₆・ろ₈₁₇・ろ₈₁₈・ろ₈₁₉・ろ₈₂₀・ろ₈₂₁・ろ₈₂₂・ろ₈₂₃・ろ₈₂₄・ろ₈₂₅・ろ₈₂₆・ろ₈₂₇・ろ₈₂₈・ろ₈₂₉・ろ₈₃₀・ろ₈₃₁・ろ₈₃₂・ろ₈₃₃・ろ₈₃₄・ろ₈₃₅・ろ₈₃₆・ろ₈₃₇・ろ₈₃₈・ろ₈₃₉・ろ₈₄₀・ろ₈₄₁・ろ₈₄₂・ろ₈₄₃・ろ₈₄₄・ろ₈₄₅・ろ₈₄₆・ろ₈₄₇・ろ₈₄₈・ろ₈₄₉・ろ₈₅₀・ろ₈₅₁・ろ₈₅₂・ろ₈₅₃・ろ₈₅₄・ろ₈₅₅・ろ₈₅₆・ろ₈₅₇・ろ₈₅₈・ろ₈₅₉・ろ₈₆₀・ろ₈₆₁・ろ₈₆₂・ろ₈₆₃・ろ₈₆₄・ろ₈₆₅・ろ₈₆₆・ろ₈₆₇・ろ₈₆₈・ろ₈₆₉・ろ₈₇₀・ろ₈₇₁・ろ₈₇₂・ろ₈₇₃・ろ₈₇₄・ろ₈₇₅・ろ₈₇₆・ろ₈₇₇・ろ₈₇₈・ろ₈₇₉・ろ₈₈₀・ろ₈₈₁・ろ₈₈₂・ろ₈₈₃・ろ₈₈₄・ろ₈₈₅・ろ₈₈₆・ろ₈₈₇・ろ₈₈₈・ろ₈₈₉・ろ₈₉₀・ろ₈₉₁・ろ₈₉₂・ろ₈₉₃・ろ₈₉₄・ろ₈₉₅・ろ₈₉₆・ろ₈₉₇・ろ₈₉₈・ろ₈₉₉・ろ₉₀₀・ろ₉₀₁・ろ₉₀₂・ろ₉₀₃・ろ₉₀₄・ろ₉₀₅・ろ₉₀₆・ろ₉₀₇・ろ₉₀₈・ろ₉₀₉・ろ₉₁₀・ろ₉₁₁・ろ₉₁₂・ろ₉₁₃・ろ₉₁₄・ろ₉₁₅・ろ₉₁₆・ろ₉₁₇・ろ₉₁₈・ろ₉₁₉・ろ₉₂₀・ろ₉₂₁・ろ₉₂₂・ろ₉₂₃・ろ₉₂₄・ろ₉₂₅・ろ₉₂₆・ろ₉₂₇・ろ₉₂₈・ろ₉₂₉・ろ₉₃₀・ろ₉₃₁・ろ₉₃₂・ろ₉₃₃・ろ₉₃₄・ろ₉₃₅・ろ₉₃₆・ろ₉₃₇・ろ₉₃₈・ろ₉₃₉・ろ₉₄₀・ろ₉₄₁・ろ₉₄₂・ろ₉₄₃・ろ₉₄₄・ろ₉

中心とした標高五百メートルから千二百メートルまでの地域である。

当該地域の植生は主にヤマツツジやアカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ、クヌギ等が分布し、部分的にスギ・ヒノキの植林が見られる。また鳥類は、ヒヨドリ、ツグミ、ホオジロ、ルリヒタキ、シジュウカラ等を含め多種が確認されており、獣類はニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマといった大型哺乳類をはじめ、ニホンザル、テン、ムササビ、ニホンリス、アズマモグラ、ヤマネ等の中・小型哺乳類が確認されている。

このように当該地域は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥類にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

当該地域の中でも、特に御岳山仙峡を中心とした区域は、原生自然環境が保存されており、特別保護地区として指定し、鳥獣の生息環境を保護する必要がある。なお、当該区域は秩父多摩甲斐国立公園の特別地域、また文化財保護法による国の特別名勝としても指定を受けている。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

(3) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

二一 特別保護地区の名称

本栖特別保護地区

2 特別保護地区の区域

南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町本栖湖量水標零メートル時（海拔八百九十九・二三メートル）水面全域

3 特別保護地区の存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 特別保護地区の面積

四百七十・〇ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

本栖鳥獣保護区は、南巨摩郡身延町および南都留郡富士河口湖町に位置する本栖湖を中心とした地域であり、ヤマツツジやアカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ

等が分布している。当該地域は、河口湖、西湖、精進湖、山中湖と同様に、多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な地区となっている。

特に、当鳥獣保護区の中でも、本栖湖の区域は、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、マガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、カワアイサ等の渡り鳥が多数確認されており、富士箱根伊豆国立公園第一種特別地域にも指定されている。このため、当該区域は、本栖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、水面全域を特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 本栖湖等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

(4) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第四百六十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条の規定により、次のとおり休猟区を指定し、併せて同法第十四条第一項の規定に基づき、当該休猟区の存続期間と同一の期間、当該休猟区の全部について、特定鳥獣（ニホンジカ及びイノシシに限る。）に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 休猟区の名称

大烏山・余沢休猟区

2 休猟区の区域

山梨市牧丘町杣口地内の県道二百十九号（柳平塩山線）と県営琴川第三発電所管理用道路との接点（鳥の口橋西詰）を起点とし、同所から同道路を北西に進み導水管管理用通路との接点（県営琴川第三発電所）に至り、同所から同道路を北西に進み琴川ダム管理用道路との接点に至り、同所から同道路を北西に進み県道二百十九号（柳平塩山線）との接点に至り、同所から同道路を北西に進み県営林道川上牧丘線との接点（山梨市立牧丘第一小学校柳平分枝敷地南東端）に至り、同所から同林道を北、南西、北西及び北東に進み県営林道鶏冠山（西）線との接点に至り、同所

から同林道を北東、北西、北東に進み山梨市牧丘町・山梨市三富境界線との交点（通称「白檜平（標高二千五百五十四メートル）」）に至り、同所から同境界線を南東、南西及び南東に進み遠見山（標高二千二百三十四メートル）、大烏山（標高千八百五十五メートル）を経て東御殿（標高千四百八十七メートル）に至り、同所から尾根を南西に進み山梨市菅林道栃代線の終点に至り、同所から同林道を南西に進み県道二百十九号（柳平塩山線）との接点に至り、同所から同県道を南西及び北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

4 面積

千三百四・〇ヘクタール

二 1 休猟区の名称

一宮休猟区

2 休猟区の区域

笛吹市一宮町市之蔵地内の金川右岸と県道三十四号（白井甲州線）との交点（市之蔵橋北詰）を起点とし、同所から同県道を北東に進み笛吹市道一宮三二二七号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み県営林道京戸岩崎山線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み笛吹市・甲州市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東、南東、北東及び南に進み大月市・笛吹市一宮町・笛吹市御坂町・甲州市境界点（カヤノキヒラノ頭（標高千四百一十一メートル））に至り、同所から笛吹市一宮町・笛吹市御坂町境界線を西、北西、西、南西、西、北及び北西に進み金川右岸との接点（若宮橋北詰）に至り、同所から同川右岸を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

4 面積

千三百・〇ヘクタール

三 1 休猟区の名称

境川休猟区

2 休猟区の区域

笛吹市境川町寺尾地内の国道三百五十八号と県道三百八号（鷺宿上曾根線）との接点（間門）を起点とし、同所から同県道を南東に進み笛吹市道境川十号線（金川曾根広域農道）との接点に至り、同所から同市道を東及び北東に進み笛吹市境川町・笛吹市八代町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み笛吹市境川

町・笛吹市八代町・笛吹市芦川町境界点（春日沢ノ頭（標高千二百三十五・一メートル））に至り、同所から笛吹市境川町・笛吹市芦川町境界線を南西に進み黒坂峠、鷺宿峠を経て甲府市・笛吹市境界線との接点に至り、同所から甲府市・笛吹市境界線を北西に進み滝戸山（標高千二百二十・八メートル）及び貉山（標高九百八十一・二メートル）を経て国道三百五十八号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

4 面積

千四百三十八・〇ヘクタール

四 1 休猟区の名称

八坂休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡身延町久保地内の県道四百十四号（山保久那土線）と身延町道小磯大山久保線との接点（大正橋西詰）を起点とし、同所から同県道を南西に進み南巨摩郡身延町・西八代郡市川三郷町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北及び北東に進み蛾ヶ岳（標高千二百七十九メートル）、大平山（標高千八百八十八・三メートル）を経て釈迦ヶ岳（標高千二百七十一・二メートル）より約百五十メートル南西の地点で南巨摩郡身延町・甲府市境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し南巨摩郡身延町・南都留郡富士河口湖町境界線との接点（三方分山（標高千四百二十二メートル））に至り、同所から同境界線を南西及び南に進みパノラマ台（標高千三百二十八メートル）より約二十メートル北西の地点で南都留郡富士河口湖町精進・南都留郡富士河口湖町本栖・南巨摩郡身延町根子境界線に至り、同所から登山道を南西及び北西に進み県道四百十六号（折門古閑線）との接点に至り、同所から同県道を東、北東及び南に進み南巨摩郡身延町根子字中河原地内の反木川に架かる神前橋より約百メートル北西の地点で橋との接点に至り、同所から同橋を東進し南巨摩郡身延町折門地内の大平山に至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を北及び北西に進み南巨摩郡身延町大磯小磯地内の峰山に至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を南西及び西に進み県営林道大磯小磯線との接点に至り、同所から同林道を北西、南西及び北西に進み身延町道小磯大山久保線との接点に至り、同所から同町道を北、南西及び西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

4 面積

五 1 休猟区の名称

二千五百三十四・六ヘクタール

貫ヶ岳山休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡南部町万沢地内の境川にかかる境川橋と山梨県・静岡県境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南西及び北西に進み登山道との交点（徳間峠）に至り、同所から同登山道を北東に進み県道八百二号（大向福土線）との接点に至り、同所から同県道を北東及び東に進み県道八百一号（高瀬福土線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み南部町道西根熊線との接点（上臈月橋東詰）に至り、同所から同町道を南及び東に進み南部町道菅林道大峠線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み県道八百十一号（日向宿線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み南部町道境川梅島線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

4 面積

二千四百三十九・一ヘクタール

六 1 休猟区 of 名称

百蔵・扇山休猟区

2 休猟区 of 区域

大月市七保町田無瀬地内の国道百三十九号と県道五百五号（小和田猿橋線）との接点を起点とし、同国道を北進し竹ノ沢三角点に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北東に進み大月市・上野原市境界線との接点（竹ノ沢三角点）（標高千二百三十四・七メートル）に至り、同所から大月市・上野原市境界線を南東、南、東及び南に進み通称「アセミ沢」を経て浅川峠に至る登山道との交点に至り、同登山道を北西に進み浅川峠（標高八百六十七メートル）に至り、同所から扇山（標高千三百三十八メートル）に至る登山道を南進し扇山に至り、同所から大月市富浜町山谷地区に至る登山道を南進し大月市道中野山谷線との接点に至り、同所から同市道を南進し大月市道山谷扇山線との接点に至り、同所から同市道を南西、北及び西に進み大月市菅林道扇山線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み大月市菅林道大久保袴着線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み通称「シラン沢」との交点に至り、同所から同沢を南西に進み中央自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北西に進み大月市道宮谷西線との交点に至り、同所から同市道を北進し農道宮谷線との接点に至り、同所から同農道を北西、西及び北西に進み県道五百

五号（小和田猿橋線）との接点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

4 面積

三千三百四十一・〇ヘクタール

七 1 休猟区 of 名称

阿寺沢休猟区

2 休猟区 of 区域

上野原市西原地内の県道十八号（上野原丹波山線）と上野原市道下城阿寺沢線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し上野原市菅林道腰掛線との接点（阿寺沢大橋北詰）に至り、同所から同林道を南東に進み平野田橋を経て上野原市腰掛地内で雨降山に至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を南進し雨降山三角点（標高千七百七十七メートル）に至り、同所から権現山に至る登山道を北西に進み権現山三角点（標高千三百三十二メートル）に至り、同所から扇山に至る登山道を西進し大月市・上野原市境界線との接点に至り、同所から同境界線を西、北及び北西に進み佐野峠を経て北及び北東に進み上野原市・大月市・北都留郡小菅村境界点に至り、同所から上野原市・北都留郡小菅村境界線を東進し県道十八号（上野原丹波線）との交点に至り、同所から同県道を南、東及び南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

4 面積

千九百二十三・〇ヘクタール

八 1 休猟区 of 名称

宝休猟区

2 休猟区 of 区域

都留市下谷地内の県道七百五号（高畑谷村停車場線）と桂川との交点（院辺橋）を起点とし、同所から同川を南、南東及び南西に進み柄杓流川との合流点に至り、同所から同川を西進し湯之沢川との合流点に至り、同所から同川を北西に進み都留市・南都留郡西桂町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み大沢三角点（標高千五百四十五・八メートル）に至り、同所から北北東に約六百メートル直進し通称水たれの沢との接点に至り、同所から同沢を北進し三ツ峠北口登山道との接点に至り、同所から同登山道を北東に進み都留市道高畑三ツ峠線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み都留市道高畑三ツ峠線との接点に至り、同所から同県道を北東及び東に進み起点に至る一団地

八百五十・〇ヘクタール

山梨県告示第四百六十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

1 特定猟具使用禁止区域の名称

荒川特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

甲府市中小河原地内の国道二十号と国道三百五十八号との交点（中小河原立体）を起点とし、同所から国道三百五十八号を南進し甲府市道西下条工業団地四号線との交点に至り、同所から同市道を西進し甲府市道大津極楽寺線との交点に至り、同所から同市道を西進し甲府市道大鎌田二川線との交点に至り、同所から同市道を北進し甲府市道大里二号線との交点に至り、同所から同市道を北進し甲府市道後屋村中（五）線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み甲府市道後屋村中（六）線との交点に至り、同所から同市道を北進し甲府市道高畑二日市場線との交点に至り、同所から同市道を北進し国道二十号との交点に至り、同所から国道二十号を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百七十四・三ヘクタール

2 特定猟具使用禁止区域の名称

日野特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

北杜市長坂町地内の県道六百十七号（台ヶ原富岡線）と北杜市道富岡三号線に至る小道との交点を起点とし、同所から同小道を南進し北杜市道富岡二号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み才オムラサキ自然観察歩道との分岐点に至り、同所から同歩道を北西に進み北杜市道峡北高校下日野線との交点に至り、同所から同市道を約二百五十メートル西進し北杜市道日野一号線に至る小道との交点に至る

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

4 面積

千六百二十五・〇ヘクタール

九 1 休猟区の名称

霜山休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡富士河口湖町河口地内の国道一三七号と県道七百八号（富士河口湖笛吹線）との接点を起点とし、同所から同県道を南東及び北東に進み県営林道西川新倉線との接点に至り、同所から同林道を北東、南及び南西に進み木無山（標高千七百三十二メートル）に至る登山道との交点に至り、同所から同登山道を東進し木無山に至り、同所から天上山公園に至る登山道を南及び南西に進み霜山（標高千三百一・七メートル）を経て県営林道西川新倉線との交点に至り、同所から同林道を北進し産屋ヶ崎に至る山道との接点に至り、同所から同山道を西進し国道百三十七号との接点に至り、同所から同国道を北、南西、北東及び北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

4 面積

千三十・〇ヘクタール

十 1 休猟区の名称

西湖休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡富士河口湖町西湖地内の文化洞隧道と毛無山（標高千五百・一メートル）に至る登山道との交点を起点とし、同所から県道二十一号（河口湖精進湖線）を西進し富士河口湖町道九千七十九号線（波倉線）との交点に至り、同所から同町道を北、東及び北に進み鍵掛峠に至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を北進し鍵掛峠に至り、同所から金山（標高千六百八十六メートル）を経て毛無山に至る登山道を北東に進み金山に至り、同所から同登山道を南東及び東に進み毛無山三角点（標高千五百・一メートル）に至り、同所から足和田山（標高千三百五十五メートル）に至る登山道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

4 面積

り、同所から同小道を北進し北杜市道日野一号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み県道六百十七号（台ヶ原富岡線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

三十七・六ヘクタール

三 1 特定猟具使用禁止区域の名称

絶頭特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

南都留郡鳴沢村鳴沢地内の国道百三十九号と鳴沢村道Ⅰ二号線との交点を起点とし、同村道を南進し富士河口湖ホテル南側において県有地・民有地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み鳴沢村道六百九十号線との交点に至り、同所から同村道を西進し鳴沢村道七百三十三号線との接点に至り、同所から同村道を南西に進み富士河口湖ゴルフ倶楽部十一番ホールグリーン西側において県有地・富士河口湖ゴルフ倶楽部敷地境界点に至り、同所から県有地・富士河口湖ゴルフ倶楽部敷地境界線を南、北西及び北東に進み十六番ホールグリーン西側において県有地境界線四百二十一号に至り、同所から三メートル東進し鳴沢村道七百二十二号線の終点に至り、同所から同村道を北東に進み鳴沢村道七百三十三号線との交点に至り、同所から同村道を北東に進み国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百九十二・〇ヘクタール

四 1 特定猟具使用禁止区域の名称

能泉湖特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

甲府市川窪町地内能泉湖満水時（海拔七百九十三・六メートル）水面全域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

四十一・〇ヘクタール

五 1 特定猟具使用禁止区域の名称

御坂特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

笛吹市御坂町上黒駒地内のカムイみさかスキー場の敷地境界線から百メートル東、西及び南の線と国道百三十七号で区切られた一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

五十・〇ヘクタール

六 1 特定猟具使用禁止区域の名称

市川三郷特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

西八代郡市川三郷町高田地内の笛吹川左岸の堤防と国道百四十号との交点（三郡東橋東詰）を起点とし、同所から同国道を南東に進み同国道に架かる大正跨道橋との接点に至り、同所から同国道を南西に進み県道四号（市川三郷鯉沢線）（通称「市川大門バイパス」）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み市川三郷町道大正線との接点に至り、同所から同町道を南東に進み県道四号（市川三郷鯉沢線）との接点に至り、同所から同県道を南西及び西に進み同県道に架かる黒沢跨道橋との接点に至り、同所から同県道を西進し、西八代郡市川三郷町黒沢地内の新川右岸の堤防との接点（新川橋東詰）に至り、同所から同堤防及びこれに続く富士川左岸の堤防を北及び北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百二十八・〇ヘクタール

七 1 特定猟具使用禁止区域の名称
向風山特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

上野原市上野原丸畑地内の県道五百二十二号（桐原藤野線）と山梨県・神奈川県境界線の交点を起点とし、同所から同境界線を南西及び南東に進み上野原市道下奈須部線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み上野原市道本町奈須部丸畑線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み上野原市道小沢奈須部線との接点に至り、同所から同市道を南西及び北西に進み能岳に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北西に進み能竹山三角点（標高五百四十二メートル）に至り、同所から上野原市上野原向風地区に至る登山道を北西及び南西に進み上野原市道新井黒田線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み県道五百二十一号（桐原藤野線）との接点に至り、同所から同県道を北東及び南に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百八十一・〇ヘクタール

八 1 特定猟具使用禁止区域の名称

あやめヶ丘特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

南アルプス市山寺地内の南アルプス市道櫛形五号線と南アルプス市道山寺四十五号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し南アルプス市道平岡六十八号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み南アルプス市道平岡四十九号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み南アルプス市道平岡四十五号線との接点に至り、同所から同市道を西進し富士川西部広域農道との接点に至り、同所から同農道を北進し県道百十号（桃園市之瀬線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み南アルプス市道櫛形二十五号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み南アルプス市道櫛形三号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み南アルプス市道櫛形十五号線との接点に至り、同所から同市道を東進し南アルプス市道櫛形五号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

八十・二ヘクタール

九 1 特定猟具使用禁止区域の名称

中道特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

甲府市下曾根町地内の国道三百五十八号と甲府市道下曾根二千二百七号線との接点を起点とし、同所から同国道を東及び南に進み甲府市道南小・立石線との接点に至り、同所から同市道を南進し甲府市道中畑・佐久線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み甲府市道宿・下曾根線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲府市道役場・下曾根線との接点に至り、同所から同市道を北進し甲府市道下曾根二千二百七号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百九・一ヘクタール

十 1 特定猟具使用禁止区域の名称

塩山千野小屋敷特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

甲州市塩山三日市場地内の県道三十八号（塩山勝沼線）と県道二百十三号（下萩原三日市場線）との交点（三日市場交差点）を起点とし、同所から同県道を北東に進み甲州市道小屋敷三十三号線との交点に至り、同所から同市道を東進し甲州市立松里中学校北側敷地境界線を経て農道藤木四十九号線（東山広域農道（通称「フルーツライン」））との接点に至り、同所から同農道を南東に進み甲州市道小屋敷二十四号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み農道小屋敷四十九号線との接点に至り、同所から同農道を南東及び北に進み農道小屋敷四十七号線との接点に至り、同所から同農道を北東に進み甲州市道竹森四十三号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み農道藤木四十九号線（東山広域農道（通称「フルーツライン」））との接点に至り、同所から同農道を南東に進み、県道二百七号（平沢千野線）との接点に至り、同所から同県道を南に進み国道四百一十一号との接点に至り、同所から同国道を南西に進み甲州市道上於曾八十一号線との接点に至り、同所から

同市道を北西に進み甲州市環境センター南側敷地境界線を経て県道三十八号（塩山勝沼線）との接点に至り、同所から同県道を北西及び北に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百八十四・〇ヘクタール

十一 1 特定猟具使用禁止区域の名称

増穂ふるさと自然塾特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

南巨摩郡増穂町平林地内の増穂ふるさと自然塾敷地境界線により囲まれた一団地

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器及びびわな

5 面積

二十五・九ヘクタール

山梨県告示第四百六十六号

建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十年山梨県告示第四百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横内正明

「二十四月」を「三十六月」に改める。

山梨県告示第四百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 白井河原八田線
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市白井町字元河原一九四一番の一地先から 笛吹市石和町小石和字明神二八六番の一地先まで	四・二丁 三三・五	二六・五丁 二七・〇	一一三・九・〇	四五・〇

山梨県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府中央右 左口線	中央市乙黒字下河原七六二番の 十一地先から 中央市乙黒字下河原七三六番の 十五地先まで	一五〇・〇	平成二十年 十月三十日

山梨県告示第四百六十九号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人からの変更の願い出を適当と認めた。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所		住所	氏名	変更年月日
新	旧	甲府市丸の内 二丁目十四番 十二号 ダイ タビル三階	山梨県行政書士 会	平成二十年十月 十八日
甲府市丸の内 二丁目十四番 十二号 ダイ タビル三階	甲府市丸の内 一丁目九番十 一号	甲府市丸の内 二丁目十四番 十二号 ダイ タビル三階		

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次とおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十月十五日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 山梨の自然と災害を考える会
 - 2 代表者の氏名 小村壽夫
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央三丁目十一番二十七号
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、広く一般の人々に対して、また地域社会に対して、自然災害全般にわたって、特に災害の発生の前段階における予防のための対策を、地域の特徴を考慮して周知・普及の方面を主体に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十年十月十七日から同年十二月十六日まで

● 富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により富士川上流地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県中北林務環境事務所及び峡東林務環境事務所において、この公告の日から平成二十年十二月一日まで縦覧に供す

る。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

● 富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により富士川中流地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県峡南林務環境事務所において、この公告の日から平成二十年十二月一日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

● 山梨東部地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により山梨東部地域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県富士・東部林務環境事務所において、この公告の日から平成二十年十二月一日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成二十年十月二十日付けで通知があった。

平成二十年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 事件

次の要求事項解決のため

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉労働者の大幅増員。
- 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」、「業績評

「賃制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。
3 長時間・2交代制勤務反対。准看護師から看護師への2年課程通信制の支援措置改善。

二 日時

平成二十年十一月十一日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市宝一丁目五番十号 共立在宅ケアセンター甲府

南アルプス市桃園三百四十番地 共立在宅ケアセンター巨摩

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の一 共立在宅ケアセンター石和

甲斐市富竹新田二百三番地の一 メゾン広瀬一〇三号 共立在宅ケアセンター竜王

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 共立在宅ケアセンター御坂

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 共立在宅ケアセンター武川

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の一 共立在宅ケアセンター増穂

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし

甲府市若松町六丁目三十五番地 共立介護福祉センターわかまつ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府市地域包括支援センター
いきよつりつ

以上の病院、診療所、薬局をとりまく地域と病院、診療所、薬局の構内及び全職場、
または一部職場

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の
停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単

独又は併用して行う。
ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。